

○山梨県警察探偵業関係事務取扱要領の制定について

〔 令和 5 年 3 月 2 2 日 〕
〔 例規甲（生企許）第130号 〕

（概要）

探偵業関係の届出に関する事務については、山梨県警察探偵業関係事務取扱要領の制定について（令和3年3月30日付け、例規甲（生企許）第126号。以下「旧要領」という。）により実施してきたところであるが、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和5年山梨県条例第4号）の施行に伴い、手数料の徴収方法に関する規定が追加されたことから、山梨県警察探偵業関係事務取扱要領を制定し、令和5年4月1日から実施することとした。本要領の実施に伴い、旧要領は廃止する。